

報 告

保育所乳幼児の母親の勤務先における 子育て支援制度の利用状況と生活時間

泉 秀生¹⁾, 前橋 明²⁾

〔論文要旨〕

2017年7月に、東京都足立区の保育園13園に通う0~6歳児868人(男児438人, 女児430人)の母親868人(平均36歳±5.0歳)に対し、母親の勤務先の子育て支援制度の利用状況ならびに乳幼児と保護者の生活習慣に関するアンケート調査を実施した。その結果、母親の勤務先の子育て支援制度について、制度を「利用している」群は868人中403人(46.4%)おり、「利用していない」群は465人(53.6%)であった。利用者の人数割合を子どもの年齢別にみると、0歳児の母親で66.7%、1歳児で58.6%、2歳児で57.7%、3歳児で50.0%、4歳児で37.5%、5歳児で37.7%、6歳児で31.9%であり、とくに、0~2歳児を育てる母親の割合が有意に多いことを確認した($p < 0.05 \sim 0.01$)。また、母親が利用している子育て支援制度の内容としては、子どもの年齢を問わず、「短時間勤務」が8割以上と最も多く、次いで、「フレックスタイム」、「在宅勤務」と続いた。勤務先の子育て支援制度を利用している割合が3歳未満児の母親で多かったことは、育児・介護休業制度の利用対象年齢が3歳未満の子どもを育てる保護者であるためと推察した。一方、4~6歳児の母親では、3割程度が利用していたことから、4歳以上の子どもを育てる母親の子育て支援制度を用意している企業の少ないことや用意してあっても利用できていない現状がうかがえた。子どもたちの生活時間の結果をみると、母親の勤務先の子育て支援制度の利用状況によって、その子どもたちの生活時間に有意な差は認められなかった。一方で、1歳児と2歳児の母親では、制度を利用している母親の方が、帰宅時刻が有意に早かったことから、子育て支援制度によって早い時刻に帰宅できてはいるものの、子どもたちの健康的な生活づくりには結びついていないことが示唆された。今後、企業は、子育て中の社員に対して提供する子育て支援策を用意することはもちろんのこと、その子どもたちの健康的な生活時間を念頭に置いた内容の整備や、それらの利用を促す企業の風土を整えることが求められるであろう。

Key words : 保育所乳幼児, 母親, 生活習慣, 東京都, 子育て支援制度

I. 目 的

近年、乳幼児期の子どもを育てる夫婦共働き家庭が年々多くなって¹⁾おり、仕事と生活・子育ての両立といったワーク・ライフ・バランスの充実が求められている。仕事を継続しながら出産や育児を行うために、産前産後休暇や育児休暇などが育児・介護休業法²⁾によって整備されており、とくに、未就学児を育てなが

ら就労している保護者はそれらの制度を利用したり職場と調整したりすることにより、仕事と家庭生活を両立させることが可能²⁾となっている。

しかしながら、これまでの研究結果から、保育園幼児の生活実態として夜9時以降就寝児が8~9割いることや、9時間未満睡眠児が6割前後いる³⁾こと、朝食欠食児が1割程度いること⁴⁾等が報告されており、幼児期の子どもの乱れた生活習慣の実態とともにキレヤ

A Study on Applied Benefit System and Daily Time Schedule Reported by Mothers of Nursery School Children

Shu Izumi, Akira Maehashi

1) 東京都市大学人間科学部 (研究職)

2) 早稲田大学人間科学学術院 (研究職)

[32081]

受付 20. 9.23

採用 21.12. 7

すい子どもや無気力の子ども, 体温調節の乱れた子ども等の存在⁵⁾が懸念されている。これまで保育園幼児の生活時間については, 母親の就労のある日の生活時間との関連性の強さ⁴⁾が報告され, とくに母親の帰宅時刻や夕食時刻と子どもの生活時間との間には強い正の相関関係³⁾のあることが述べられている。つまり, 母親の帰宅時刻や夕食時刻を早めることが幼児期の子どもの生活時間を早め, 夜型化した乱れた生活を是正することにつながるということが予想されるが, そのためには早めの終業時刻ならびに勤務先の子育て支援制度の利用が必要不可欠だと考えた。しかしながら, 乳幼児期の子どもを育てながら働く母親の勤務先の子育て支援制度の利用状況と乳幼児および母親の生活時間との関連性について調べた研究は確認できなかった。

そこで, 本研究では保育園乳幼児とその母親の生活習慣の実態から, 母親の勤務先の子育て支援制度の利用状況別に乳幼児と保護者の生活時間を分析することで, 近年の子どもたちの抱える健康管理上の問題点を抽出し問題改善の方策を検討することとした。そして, 子どもたちの健全育成と保護者の健康管理に寄与すべき知見を得ることを目指した。

II. 対象と方法

2017年7月に, 東京都足立区の保育園13園に通う0~6歳児868人(男児438人, 女児430人)の母親868人(平均36歳±5.0歳)に対し, 母親の勤務先の子育て支援制度の利用状況ならびに乳幼児と保護者の生活習慣に関するアンケート調査を実施した。

主な調査内容は, 乳幼児と保護者の就寝時刻や起床時刻, 朝食開始時刻, 帰宅時刻, 夕食開始時刻, 入浴時刻などの生活時間, 母親の勤務先の子育て支援制度の利用状況とその内容, および, 母親の通勤にかかる時間, 仕事の始業・終業時刻であった。

分析は, 母親の勤務先の子育て支援制度の利用状況の結果から「利用している」群と「利用していない」群の2群に分けて, 子どもと保護者の生活時間を比較した。

統計処理には, SPSS ver.24を用いて2群間の生活時間の平均値の差を対応のないt検定により求め, 人数割合の差を χ^2 検定と残差分析により求めた。なお, 生活時間については年齢による差があったため1歳児・2歳児, 3~6歳児の2つに分けて分析した。なお, 0歳児については月齢による差のあることが予想され

たため参考資料として掲載した。

倫理的配慮としては東京未来大学研究倫理委員会により調査の実施に関する審査を受け, 承認を得た〔承認番号62〕。また, 対象の園と保護者に対し回答は任意であることを説明し, 同意の得られた保護者から回答を得た。

III. 結 果

アンケート用紙は1,475枚配布し, 回収した868枚を分析対象とした(有効回答率58.8%)。

1. 子育て支援制度の利用状況と内容

母親の勤務先の子育て支援制度を「利用している」群は868人中403人(46.4%)おり, 「利用していない」群は465人(53.6%)であった。利用者的人数割合を子どもの年齢別にみると, 0歳児の母親で66.7%, 1歳児で58.6%, 2歳児で57.7%, 3歳児で50.0%, 4歳児で37.5%, 5歳児で37.7%, 6歳児で31.9%であった(図1)。とくに0~2歳児を育てる母親の割合が有意に高かった($p<0.05\sim 0.01$)。

利用している子育て支援制度の内容としては, 子どもの年齢を問わず「短時間勤務」が8割以上と最も多く, 次いで「フレックスタイム」, 「在宅勤務」と続いた(表1)。なお, 「その他」の回答の中には「育児休暇」, 「子連れ勤務」, 「看病休暇」などがみられた。

2. 子育て支援制度の利用状況別にみた生活時間

1) 1歳児・2歳児と保護者

1歳児・2歳児を育てる母親の勤務先の子育て支援制度の利用状況別に子どもと保護者の生活時間を比較した結果, 制度を「利用している」群の子どもの方が「利用していない」群の子どもに比べて, 「朝食開始時刻」が5%水準で有意に早かった(表2)。また, 「利用している」群の母親の方が「家を出る(登園)時刻」が有意に早く($p<0.05$), 「通勤にかかる時間」が有意に長かった($p<0.001$)。さらに, 仕事の「始業時刻」が有意に遅く($p<0.001$), 「終業時刻」($p<0.001$)や「帰宅時刻」は有意に早く($p<0.01$), 「就労時間」が有意に短かった($p<0.001$)。

一方, 父親の生活時間をみると, パートナーである母親が子育て支援制度を「利用している」と「終業時刻」, 「帰宅時刻」, 「夕食開始時刻」が有意に遅かった($p<0.05$)。

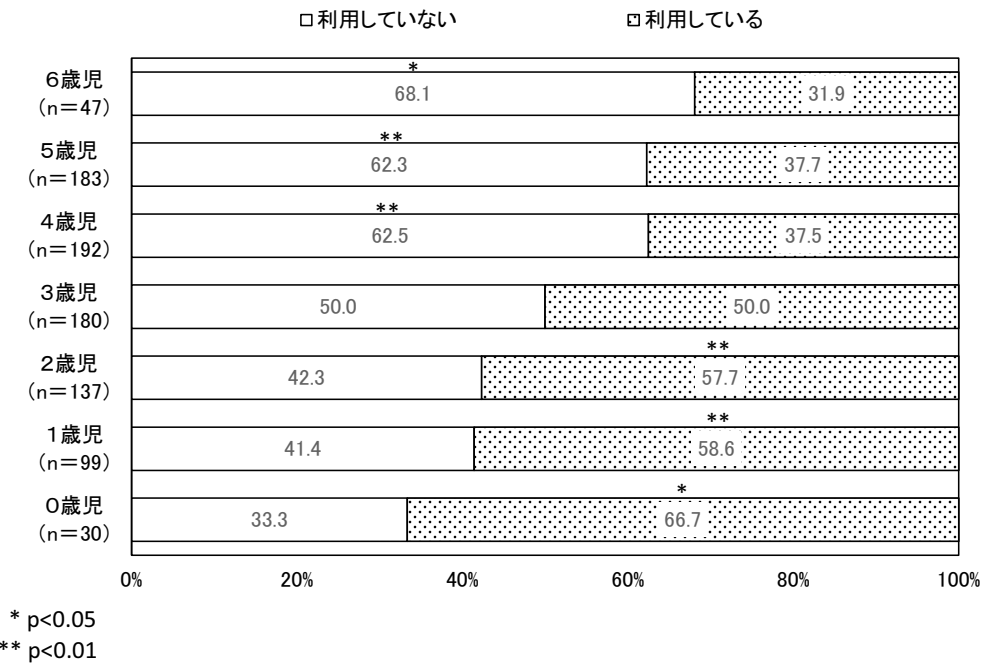


図1 東京都足立区の保育園幼児の母親における勤務先の子育て支援制度の利用状況

表1 東京都足立区保育園幼児の母親が利用している勤務先の子育て支援制度 (%)

対象 順位	1位	2位	3位以降		その他の内容
0歳児 (n=20)	短時間勤務 (100)	フレックスタイム (15.0)	在宅勤務・その他 (10.0 ずつ)		・週4日勤務 ・子連れ勤務
1歳児 (n=55)	短時間勤務 (98.2)	フレックスタイム (12.7)	在宅勤務 (5.5)	その他 (3.6)	・看病休暇 ・キッズ休暇
2歳児 (n=79)	短時間勤務 (91.1)	フレックスタイム (13.9)	在宅勤務・その他 (7.6 ずつ)		・時間外勤務免除 ・自由が利く ・看病休暇 ・出産休暇 ・半休制度
3歳児 (n=90)	短時間勤務 (83.3)	フレックスタイム (20.0)	在宅勤務 (6.7)	その他 (5.6)	・育児休暇 ・出産休暇 ・院内保育
4歳児 (n=72)	短時間勤務 (86.1)	フレックスタイム (16.7)	在宅勤務 (4.2)	その他 (8.3)	・業務委託 ・育児休暇 ・看病休暇 ・昼休み短縮 ・両立支援休暇 ・院内保育
5歳児 (n=69)	短時間勤務 (81.2)	フレックスタイム (14.5)	在宅勤務 (13.0)	その他 (5.8)	・看病休暇 ・時間契約
6歳児 (n=15)	短時間勤務 (86.7)	フレックスタイム (13.3)	在宅勤務 (6.7)	その他 (13.3)	・自営業 ・育児休暇

2) 3~6歳児と保護者

3~6歳児の生活時間においては、母親の勤務先の子育て支援制度の利用状況による有意な差は確認できなかった。一方、子育て支援制度を「利用している」群の母親の方が「利用していない」群の母親に比べて

「家を出る（登園）時刻」(p<0.05)と「終業時刻」(p<0.001)が有意に早く、始業時刻は有意に遅かった(p<0.01)。また、制度を「利用している」群の母親の方が「通勤にかかる時間」が有意に長く(p<0.001)、「就労時間」が有意に短かった(p<0.001)。

表 2 東京都足立区の保育園幼児の母親による勤務先の子育て支援制度利用の有無別にみた幼児とその保護者の生活時間

対象・項目	1 歳児・2 歳児			3 ~ 6 歳児			
	利用していない群 (n=99)	利用している群 (n=137)	全体平均 (n=236)	利用していない群 (n=356)	利用している群 (n=246)	全体平均 (n=602)	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	
幼 児	就寝時刻	21 時 15 分	41 分	21 時 10 分	38 分	21 時 12 分	39 分
	睡眠時間	9 時間 20 分	36 分	9 時間 25 分	36 分	9 時間 23 分	36 分
	起床時刻	6 時 36 分	30 分	6 時 35 分	29 分	6 時 35 分	29 分
	朝食時刻	7 時 05 分	27 分	6 時 58 分*	27 分	7 時 01 分	27 分
	家を出る時刻	8 時 01 分	27 分	7 時 55 分	28 分	7 時 57 分	27 分
	迎え時刻	17 時 47 分	47 分	17 時 36 分	40 分	17 時 41 分	43 分
	帰宅時刻	18 時 10 分	45 分	17 時 59 分	39 分	18 時 04 分	42 分
	TV 視聴時間	49 分	39 分	56 分	39 分	53 分	39 分
	モバイル使用時間	40 分	44 分	29 分	36 分	34 分	39 分
	夕食時刻	18 時 57 分	35 分	18 時 52 分	32 分	18 時 54 分	33 分
入浴時刻	19 時 39 分	55 分	19 時 30 分	49 分	19 時 34 分	52 分	
母 親	就寝時刻	22 時 54 分	67 分	22 時 51 分	73 分	22 時 52 分	70 分
	睡眠時間	7 時間 06 分	64 分	7 時間 01 分	69 分	7 時間 03 分	67 分
	起床時刻	6 時 01 分	41 分	5 時 53 分	42 分	5 時 57 分	42 分
	朝食時刻	7 時 02 分	40 分	6 時 53 分	41 分	6 時 56 分	41 分
	家を出る時刻	8 時 01 分	37 分	7 時 50 分*	29 分	7 時 55 分	33 分
	通勤時間	35 分	19 分	56 分***	20 分	48 分	22 分
	始業時刻	8 時 54 分	34 分	9 時 10 分***	31 分	9 時 03 分	33 分
	終業時刻	17 時 08 分	45 分	16 時 33 分***	36 分	16 時 48 分	44 分
	就労時間	8 時間 14 分	62 分	7 時間 23 分***	48 分	7 時間 44 分	60 分
	帰宅時刻	18 時 11 分	46 分	17 時 51 分**	41 分	17 時 59 分	44 分
TV 視聴時間	1 時間 11 分	66 分	1 時間 28 分	75 分	1 時間 21 分	72 分	
夕食時刻	19 時 15 分	50 分	19 時 14 分	54 分	19 時 15 分	52 分	
入浴時刻	19 時 46 分	139 分	19 時 37 分	125 分	19 時 41 分	131 分	
父 親	就寝時刻	23 時 19 分	92 分	23 時 37 分	75 分	23 時 30 分	83 分
	睡眠時間	6 時間 57 分	69 分	6 時間 44 分	63 分	6 時間 49 分	65 分
	起床時刻	6 時 33 分	122 分	6 時 20 分	58 分	6 時 25 分	89 分
	朝食時刻	7 時 03 分	41 分	6 時 56 分	55 分	6 時 58 分	49 分
	家を出る時刻	7 時 32 分	123 分	7 時 29 分	74 分	7 時 30 分	96 分
	通勤時間	50 分	27 分	54 分	25 分	53 分	26 分
	始業時刻	8 時 46 分	123 分	8 時 51 分	68 分	8 時 49 分	93 分
	終業時刻	17 時 57 分	140 分	18 時 40 分*	108 分	18 時 23 分	123 分
	就労時間	10 時間 07 分	168 分	10 時間 00 分	124 分	10 時間 03 分	143 分
	帰宅時刻	20 時 02 分	145 分	20 時 44 分*	106 分	20 時 27 分	125 分
TV 視聴時間	1 時間 12 分	57 分	1 時間 23 分*	62 分	1 時間 18 分	60 分	
夕食時刻	20 時 27 分	89 分	21 時 01 分*	97 分	20 時 47 分	95 分	
入浴時刻	20 時 07 分	249 分	20 時 19 分	268 分	20 時 14 分	260 分	
子 育 て 支 援 制 度 を 「 利 用 し て い な い 」 群 の 平 均 値 と の 差 : * p < 0.05, ** p < 0.01, *** p < 0.001	就寝時刻	23 時 38 分	122 分	23 時 28 分	83 分	23 時 38 分	107 分
	睡眠時間	6 時間 49 分	68 分	6 時間 42 分	68 分	6 時間 49 分	66 分
	起床時刻	6 時 35 分	88 分	6 時 27 分	88 分	6 時 35 分	81 分
	朝食時刻	7 時 05 分	68 分	7 時 06 分	68 分	7 時 06 分	61 分
	家を出る時刻	7 時 38 分	102 分	7 時 29 分	102 分	7 時 38 分	93 分
	通勤時間	56 分**	22 分	50 分	28 分	56 分**	26 分
	始業時刻	8 時 49 分	107 分	8 時 42 分	107 分	8 時 49 分	96 分
	終業時刻	18 時 32 分	139 分	18 時 32 分	139 分	18 時 32 分	130 分
	就労時間	10 時間 47 分*	119 分	10 時間 12 分	140 分	9 時間 47 分*	128 分
	帰宅時刻	20 時 47 分**	119 分	20 時 12 分	158 分	20 時 47 分**	143 分
TV 視聴時間	1 時間 18 分	59 分	1 時間 24 分	59 分	1 時間 12 分*	57 分	
夕食時刻	20 時 44 分	92 分	20 時 35 分	101 分	20 時 56 分*	98 分	
入浴時刻	20 時 12 分	272 分	20 時 12 分	258 分	20 時 12 分	264 分	

一方、父親の生活時間をみると、パートナー(母親)が子育て支援制度を「利用している」と「通勤時間」が有意に長く($p<0.01$)、「帰宅時刻」($p<0.01$)と「夕食開始時刻」($p<0.05$)が有意に遅く、「就労時間」と「TV視聴時間」が有意に短かった($p<0.05$)。

IV. 考 察

本調査対象児の平均就寝時刻は、1歳児・2歳児では21時12分、3~6歳児では21時35分となり、21時以降の遅い就寝であった。また、夜間の平均睡眠時間をみると、それぞれ9時間30分を下回る短時間睡眠であったことから、日中の注意・集中の困難さ⁶⁾を訴える子どもの多さを心配した。就寝時刻を早めるためにも、日中の園内における身体活動量を増やすことで心地よい疲労感を得る⁷⁾ことや、乳幼児期の子どもの健全育成に必要とされる21時前には就寝するルールの徹底が各家庭に求められ、そのための呼びかけを園や社会全体で行っていく必要性がうかがえた。

勤務先の子育て支援制度を利用している割合が3歳未満児の母親で多かったことは、育児・介護休業制度の利用対象年齢が3歳未満²⁾の子どもの育てる保護者であるためと推察した。一方、4~6歳児の母親では3割程度が利用していたことから、4歳以上の子どもを育てる母親の子育て支援制度を用意している企業の少ないことや用意してあっても利用できていない現状がうかがえた。

子育て支援制度を「利用している」群の方が母親の始業時刻が有意に遅く、終業時刻が有意に早かった。しかしながら、子どもの生活時間については有意な差が認められず、制度の利用の有無にかかわらず、21時以降の遅い就寝時刻となっていた。子育て支援制度の利用によって母親の終業時刻が早くなっているが、一方で制度を「利用している」群の方が通勤にかかる時間も有意に長かったことから、早くに退勤して長い時間をかけて帰路につく保護者の存在が予想された。これらの結果、17時40分前後に子どもを迎えに行くことができたと推察したが、子どもの平均就寝時刻が21時以降になっていたのは、乳幼児期の子どもにとっての健康的な就寝時刻に関する知識が親や園、社会全体に浸透していないことによると考えた。父親の生活時間をみるとパートナーである母親が子育て支援制度を利用している方が、父親の帰宅時刻と夕食時刻が有意に遅くその時刻は平均で21時程度であった

ことから母親がほぼ一人で夕方以降の家事・育児をしていることが示された。乳幼児期の子どもを育てる母親は、産後うつや育児ノイローゼになる可能性のあることや、その結果児童虐待につながる可能性があるため、育児不安や子育てのストレスを軽減する効果のある⁸⁾父親の育児参加を推奨し、できるだけ早い時間帯の帰宅を促し家事や育児に時間を割けるようにする支援策が求められる。

今後、子どもの健全育成に寄与すべき知見を子育て中の保護者や子どもを育てる世代に伝えていくことが求められる⁹⁻¹¹⁾とともに、その方々を雇用する企業にも十分に知ってもらい、子育て支援制度を準備しこれらの知見を反映させる必要性がうかがえた。とくに女性の社会進出を推し進めるためにも、子育てを支援する時間的な配慮や手当てとしての経済的な配慮に加えて子育て中の父親と母親の早い帰宅を促す制度や風土の定着などが求められるのではないだろうか。

以上のことから、乳幼児期の子どもの健全育成につながる規則正しい生活を見ずえた育児支援制度の充実と普及が望まれた。そのためには職場や社会の環境を整えることや、健康づくり理論の継続的啓発活動や保健指導が求められよう。

V. 結 論

本研究の結果、母親の勤務先の子育て支援制度の利用状況によって、その子どもたちの生活時間に有意な差は認められなかった。一方で、1歳児と2歳児の母親では、制度を利用している母親の方が帰宅時刻が有意に早かったことから、子育て支援制度によって早い時刻に帰宅できてはいるものの、子どもたちの健康的な生活づくりには結びついていないことが示唆された。今後、企業は子育て中の社員に子育て支援策を用意することはもちろんのこと、その子どもたちの健康的な生活時間を念頭に置いた支援内容の整備や、その利用を促す企業の風土を整えることが求められるであろう。

謝 辞

本調査にご協力いただきました、東京都足立区の保育所ならびに先生方、保護者の皆様に感謝申し上げます。

本研究は、文部科学省科学研究費(2018~2020年度若手研究、課題番号18K13128、幼児の生活時間に与える保護者の意識と知恵に関する研究、研究代表者:泉 秀生)の補助によりなされたものです。

付 記

本研究は, 日本乳幼児教育学会第 29 回大会 (2019 年 11 月) において発表した内容を再検討し, 加筆修正を行ったものです。

利益相反に関する開示事項はありません。

文 献

- 1) 厚生労働省. 平成 30 年国民生活基礎調査の概要. 2018; 7-8. <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa18/dl/02.pdf> (参照 2020.06.07)
- 2) 厚生労働省都道府県労働局雇用環境・均等部 (室). 育児・介護休業法のあらまし. 2019; 1. <https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000355354.pdf> (参照 2020.06.07)
- 3) 泉 秀生, 前橋 明, 町田和彦. 幼児期の生活実態に関する研究—母親の就労のある日とない日の保育園 5・6 歳児の生活実態—. 小児保健研究 2012; 71(3): 371-377.
- 4) 泉 秀生, 前橋 明. 幼児の生活実態に関する考察—保育園児の朝食欠食と生活要因との関連—. 運動健康教育研究 2010; 18(1): 17-27.
- 5) 前橋 明. 子どものからだの異変とその対策. 体育学研究 2004; 49(3): 1-13.
- 6) 前橋 明, 石井浩子, 中永征太郎. 幼稚園児ならびに保育園児の園内生活時における疲労スコアの変動. 小児保健研究 1997; 56(4): 569-574.
- 7) 前橋 明. 近年の保育園児の身体活動量と睡眠との関係. 保育と保健 2008; 14(2): 24-28.
- 8) 牧野孝俊, 金泉志保美, 伊豆麻子, 佐光恵子. 父親の育児に関する研究動向と今後の課題. 小児保健研究 2011; 70(6): 780-789.
- 9) 松村京子. 児童の生活リズムに関する研究(第 3 報)—母と子の生活リズム—. 日本家庭科教育学会誌 1993; 36(1): 81-85.
- 10) 服部伸一, 足立 正. 幼児の就寝時刻と両親の帰宅時刻並びに降園後のテレビ・ビデオ視聴時間との関連性. 小児保健研究 2006; 65(3): 507-512.
- 11) 古谷真樹, 山尾 碧, 田中秀樹. 幼児の夜ふかしと主養育者に対する睡眠教育の重要性. 小児保健研究 2008; 67(3): 504-512.

〔Summary〕

The authors questioned both usage of welfare assistance from their employers and their daily private time schedules to one thousand four hundred seventy-five mothers of children aged between 0-6 years old from 13 nursery schools at Adachi ward in Tokyo. Eight hundred and sixty-eight mothers in average age of 36 years old answered our questionnaire. Out of them, 403 mothers used any assistances prepared by their employers. According with the age of their children, 66.7% of 0 years old children, 58.6% of 1, 57.7% of 2, 50.0% of 3, 37.5% of 4, 37.7% of 5, and 31.9% of 6 used such assistances. Especially the mothers of children aged between 0-2 years old were significantly frequent. More than 80% of the mothers applied short shift work time, and other assistances included flexible time and work at home. The applicant mothers were frequent in those of children aged under 3 years old as the requirements of such assistances limited the age of children. Under 40 percent or less of the mothers with children aged over 4 applied such assistances. We speculated that not all of employers prepared any benefit system suitable to such mothers. Or, the mothers could not apply to such assistance for any reasons. Daily time schedule of children did not differ by the mothers. Although the applicant mothers of children aged 1 or 2 returned home earlier than the non-applicant mothers, our results implied that their behavior did not result in well-being of their children. Employers are encouraged to provide the benefit system targeting well-being of the children of their employee mothers.

Key words: nursery school children, mother, lifestyle, Tokyo, child-rearing support